

**(仮称)滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱(素案)****(設置目的)**

第 1 条 関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社および独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力事業者」という。）が福井県内に設置する原子力施設に係る諸課題について、県と市町の緊密な連携・協力関係を構築し、県民の安全を確保するため、滋賀県原子力安全対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- (1) 県民の安全確保に係る諸課題
- (2) 県内の環境保全に係る諸課題
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

**(協議会の構成)**

第 3 条 協議会は、滋賀県および県内市町で構成し、その会議等の構成員は、各原子力防災担当部局の長をもって充てる。

第 4 条 協議会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長は、滋賀県防災危機管理監をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、副会長がその職務を代理する。

**(会議の開催)**

第 5 条 協議会は、年 1 回定例会議を開催し、会長が必要と認めたときには、臨時に会議を開催できるものとする。

**(オブザーバー)**

第 6 条 協議会の会議には、原子力事業者、国および構成員以外の地方公共団体の職員ならびに学識経験者等に、オブザーバーとして参加を求めることができる。

**(庶務)**

第 7 条 協議会の庶務は、滋賀県防災危機管理局で処理する。

**(その他)**

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成 25 年 月 日から施行する。

# 「(仮称)滋賀県原子力安全対策連絡協議会」(素案)について

平成 25 年 5 月 滋賀県防災危機管理局

## 1 経 過

平成 24 年 11 月 13 日(火) 第 14 回自治創造会議

- ・ 懇談テーマ(2)「原子力安全協定について」の県からの提案説明の中で、知事から、高島市と長浜市以外の市町に対する情報提供の場として、「(仮称)県市町原子力安全連絡協議会」の設置を検討したい旨提案。  
各市町長から特に異議なし。

平成 25 年 2 月 7 日(木) 第 5 回代表者会議

- ・ 県と市町により原子力安全対策に係る諸課題について協議するための連絡会議を設置する予定であり、事業者にも協力をしてほしい旨要請  
事業者は、「事業者としても様々な情報を発信していかなければならないと認識しており、オブザーバーとして参画させていただきたい」との受け止め。

平成 25 年 2 月 12 日(火) 市町防災連絡調整会議

- ・ 「協議会」について意見交換

## 2 現状と課題

県民の安全・安心を確保するためには、「安全協定」の運用を着実にを行い、事業者と県・市町(協定締結者以外の市町も含めて)との間で、情報共有をこれまで以上に密にしていく必要がある。

原子力施設に係る事業者からの情報については、技術性、専門性が高いため、直接説明を聴き、双方向で意見交換する中で、理解を深める必要がある。

原子力防災に関しては、専門性が高く、かつ、これまで県・市町ともにノウハウの蓄積がないため、これまで以上に双方に議論を深めながら、連携強化を図り、各種施策を展開していく必要がある。

しかし、現状、県、市町、事業者が一堂に会し、情報を共有しながら、双方向で議論、協議していく場が設けられていない。

## 3 「協議会」設置の基本的な考え方

### (1) 位置づけ

福井県内に立地する原子力施設に関し、県民の安全・安心確保や、琵琶湖をはじめとする環境の保全に係る諸課題について、関係者が一堂に会し、協議する場として設置する。

(2) 設置のねらい

県と市町との情報共有、連携・協力体制の強化  
原子力事業者との顔の見える関係の構築  
県、市町および事業者間の定期的な情報共有、協議の場づくり

(3) 協議事項

ア 県民の安全確保に係る諸課題

「安全協定」の運用に関すること

「安全協定」に係る継続協議事項

その他

イ 県内の環境保全に係る諸課題

ウ その他協議会の目的を達成するために必要な事項

関係施設の現地視察、原子力防災に係る勉強会、図上訓練の実施なども検討してはどうか。

(4) 構成

県、市町の各原子力防災担当部局の長を会議のメンバーとする。

実務者のトップを構成員とすることで、機動力と実行力を両立  
会長(会議議長)を置き、県防災危機管理監をもって充てる。

会長の補佐および職務代理者として副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

原子力事業者、国および他の地方公共団体の職員、学識経験者等にオブザーバーとして参加を求める。

原子力事業者の職員については、原則として常時参加を求める。

(5) 会議の開催

定例会議 年1回

臨時会議 会長が必要と認めたときに臨機応変に開催

会議に限定せず、現地視察、勉強会、訓練なども検討

(6) 事務局

県防災危機管理局(原子力防災室)が担当